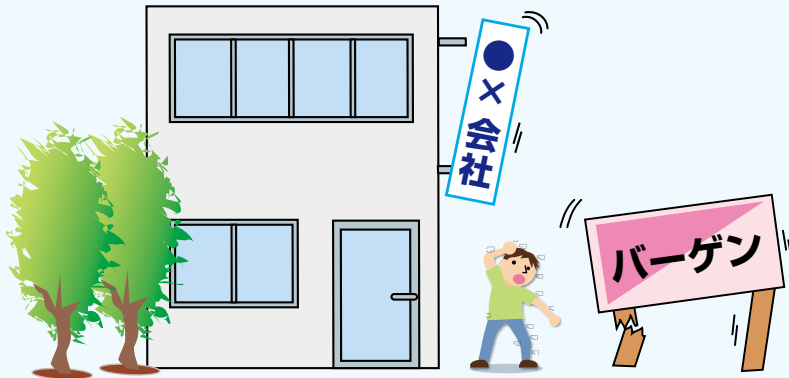


事業主（広告主）の皆様へ ～相模原市からのお知らせ～

看板の安全点検・補修を お願いします！



看板が落下・倒壊すると、
通行人などが怪我をする
恐れがあります。
看板が原因の場合、**看板を
掲出している方の責任**と
なりますので、安全点検や
補修を行い、安全な状態を
保持してください。

危険の兆候をチェック！

早期発見が事故を防ぎます

サビ

鉄骨やボルトのサビは
破損の第一歩



汚れ

サビ汁がたれていたら、
内部が腐食しているかも？！



ズレ・欠落

盤面のズレや取付具の
欠落は落下の前触れ



照明不点灯

漏電の場合は火災の
危険も



見つけたら専門家に相談！

早期対応が費用を抑えます

早めに処置すれば、サビを落とし保護材を
塗布すれば済むものも、放っておくと取替え
や大規模補修により**多額の費用**がかかり、事故
が発生した場合は**賠償責任**を問われることも
あります。



ポール看板の倒壊



袖看板の底部脱落

● 屋外広告業登録業者をご活用ください ●

専門家への相談やメンテナンスは、相模原市の登録（届出）業者をご活用ください。

登録（届出）業者は、相模原市のホームページでご覧いただけます。

屋外広告物にはルールがあります ～相模原市屋外広告物条例～

原則として許可が必要です

看板、のぼり旗等の屋外広告物を掲出するときは、原則として**許可**が必要です。



例外的に許可が不要な場合があります

例えば、店舗敷地内で合計面積10㎡以下の**自己用広告**を掲出するときは、**許可は不要**です。

自己用広告…自己の店舗名称、住所、営業内容など
(例)「〇〇商店」「食品販売業」など
(自己の営業に係る特定の商品名は全体面積の1/2以下)

看板の設置等を行うときの注意点

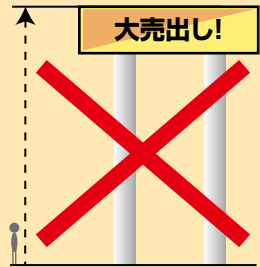
質問1：大きさ、高さ、色などは自分が決めていいの？

答え：面積・高さ等が決まっています

地域ごと(商業地・住宅地・国道沿道など)に、掲出できる面積や高さなどの基準があります。また、一部地域には、地色の制限があります。付け替えるときも、基準を守る必要があります。



建物からはみ出す屋上広告



高すぎる独立広告



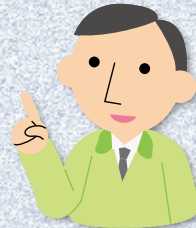
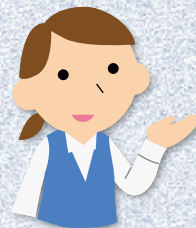
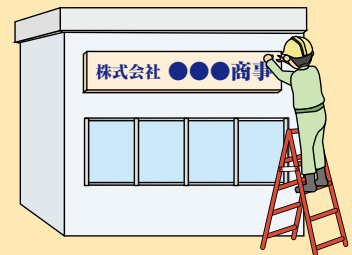
なるほど！



質問2：工事は誰に頼んでもいいの？

答え：看板工事は市の登録(届出)業者へ依頼を登録(届出)業者以外は、看板工事ができません。

屋外広告業者は登録制です。付け替えるときを含め、看板の設置工事等をする際は、相模原市登録業者又は特例届出業者に依頼してください。



登録(届出)業者へ依頼すればいいんだね！

● お問い合わせ先・ホームページ ●

<相模原市役所 建築・住まい政策課>

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15市役所第1別館4階

電話 042-769-9252

相模原市屋外広告物

検索